

会員各位

大和商工会議所

「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」
に関する登録確認機関としての対応について（10月分受付開始）

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に「月次支援金」が給付されます。2021年9月30日に緊急事態宣言が解除された19の都道府県においては、政府の基本的方針に基づき、1か月までを目途として、飲食店に対する時短営業等の要請を行うこととされています。このため、19の都道府県による飲食店への時短要請や外出自粛要請などの影響を受ける事業者の皆様に対しては、これまでと同様、業種・地域を問わず、10月分まで月次支援金を支給することとなりました。

本支援金は、不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が①事業を実施しているのか、②本支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を事前確認します。

具体的には、本支援金事務局（以下「事務局」）が登録した「登録確認機関」にて、対面等で「事務局が定めた書類の有無」や「宣誓内容に関する質疑応答」等の形式的な確認を行います（宣誓内容が正しいかなど、申請者が給付対象であるかの判断はしません）。大和商工会議所は登録確認機関として、下記の通り事前確認を行いますのでお知らせします。

記

対象者 : 大和商工会議所会員事業所（市外含む）であり、2019年・2020年の税務申告を事業所得で済まされている方。 **※一時支援金を受給された方は、事前確認が不要です。**

1. 受付期間 : 【 9月分】 10月1日（金）より11月25日（木）（申請は11月30日まで）
【10月分】 11月1日（月）より12月28日（火）（申請は 1月 7日まで）
上記の期間内、平日の午前9時より午後4時まで
2. 予約方法 : 電話（046-263-9112）かメール（ymtkeiei@yamatocci.or.jp）
3. 対応方法 : 原則、当所窓口
4. 制度概要等 : 「月次支援金事務局ホームページ」にてご確認ください。
URL : https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html



5. 相談窓口 : 月次支援金事務局
(申請者が給付対象であるか等登録確認機関で判断できない相談)
【申請者専用】TEL : 0120-211-240
7. 本件担当 : 大和商工会議所 経営支援チーム 電話 : 046-263-9112